

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人順和会の評議員、評議員選任・解任委員、役員及びその他の委員の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある委員及び役員の職務執行の対価として支払われるものである。

## (評議員選任・解任委員会への出席報酬等)

第3条 評議員選任・解任委員が委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

## (評議員会の出席報酬等)

第4条 評議員が評議員会に出席するときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

3 委員会への出席による年間の報酬総額は21万円を限度とする。

## (理事会の出席報酬等)

第5条 理事（理事長及び施設長を除く）が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

3 委員会への出席による年間の報酬総額は48万円を限度とする。

## (役員勤務報酬等)

第6条 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監事の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第8条 苦情対応第三者委員が理事会等に出席したときは、別表第1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に苦情第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情第三者委員が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第9条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議委員会の議決を経なければならない。

## 役員等の業務に対する報酬

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	備 考
評議員選任・解任委員会出席	10,000 円	実費弁償費は別途支払う
評議委員会出席	10,000 円	実費弁償費は別途支払う
理事会出席	10,000 円	別表 2 の「理事長業務報酬等 (月額)」を支給している場合は支払わない。
苦情対応第三者委員会出席	10,000 円	実費弁償費は別途支払う

\*ただし、30 分未満の会議、委員会への出席報酬は支給しないこととする。

別表 2

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等 (日額)	な し	実費弁償費のみ
理事長業務報酬等 (月額)	40,000 円	当該月に業務の実績がない場合は支給しない。また、施設職員と兼務する場合は支給しない。
理事業務報酬等 (日額)	10,000 円	実費弁償費は別途支払う
監事監査指導報酬等 (日額)	10,000 円	実費弁償費は別途支払う
苦情対応第三者委員 (日額)	10,000 円	実費弁償費は別途支払う

なお、別表 1, 2 における日額報酬額は、税額を含むものとする。

別表 3 (日額)

- 1 日帰り出張  
交通費及び実費弁償分のみ実費支給する。
- 2 宿泊を伴う出張

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	一泊につき 10,000 円	一泊につき 2,500 円	業務に必要な場合は 実費弁償

### 付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

## 役員退職時の慰労金

定款実施細則第32条の規定により下記の金額を退任時に支給する。

### 第32条

役員は次の各号の一に該当する場合は、理事会の決議を得て表彰する。

(1) 連続して2期4年以上役員であった者が退任するとき。

(2) 法人経営上、顕著な功績があった者。

2 表彰は、表彰状を授与し、副賞として商品または賞金を附して行う。

3 賞金は、在任期間によって次のようにする。

4年以上10年以内            1年につき2,500円

10年以上20年以内        5万円

20年以上                    10万円

ただし、1年に満たない期間は繰り上げて1年間とする。

4 上記の規定は、平成13年3月31日付け退任者から適用する。